

2025 年度追加募集に係る規約、出資と分配の概要説明の読み替えにつきまして

2026 年 5 月 12 日 (火)

(株) インゼルサラブレッドクラブ

急啓

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2025 年度追加募集の開始に伴い、2025 年度会員規約および出資と分配の概要説明を下記の通り読み替えいただきますようお願い申し上げます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

草々

※会員規約記載の「2025 年度募集馬カタログ」につきまして、本募集馬 2 頭に限り「2025 年度追加募集要項」に記載されたものとみなします。



題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「競走馬出資金」	●分割払い…11月より7回分割払い（新たに会員になられた方は（以下略）	<u>削除</u>	追加募集馬の競走馬出資金のお支払いは「一括払い」のみとさせていただきます。
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	これら維持費は、2歳 <u>1月1日</u> から会員の方にご負担いただくことになります。	これら維持費は、2歳 <u>6月1日</u> から会員の方にご負担いただくことになります。	
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	まず、維持費出資金の初回金として、1口当たり2,000円（1頭当たり100万円）を2026年 <u>1月27日</u> にお支払いいただきます。	まず、維持費出資金の初回金として、1口当たり2,000円（1頭当たり100万円）を2026年 <u>6月29日</u> にお支払いいただきます。	
出資と分配の概要説明	p1 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「維持費出資金」	したがいまして、2026年2月以降引退時までの毎月、維持費実費相当額を（以下略）。	したがいまして、2026年 <u>7月</u> 以降引退時までの毎月、維持費実費相当額を（以下略）。	
出資と分配の概要説明	p2 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法 「保険料出資金」	1. 出資馬は、2歳 <u>1月</u> より競走馬保険（死亡保険）に加入します。本年募集馬は2026年 <u>1月1日</u> より保険加入となります。	1.出資馬は、2歳 <u>6月</u> より競走馬保険（死亡保険）に加入します。本年募集馬は2025年 <u>6月1日</u> より保険加入となります。	
会員規約	【ご注意点】 --- 競走馬用馬ファンドのリスク等特徴について	◎本商品投資契約の運用開始は、2歳 <u>1月1日</u> からとなります。	◎本商品投資契約の運用開始は、2歳 <u>6月1日</u> からとなります。	
会員規約	p8 4.商品投資受益権の販売に関する事項 「(1).④ i」	なお、当該出資馬の運用開始は2歳 <u>1月1日</u> からとなりますので（以下略）。	なお、当該出資馬の運用開始は2歳 <u>6月1日</u> からとなりますので（以下略）。	
会員規約	p8 4.商品投資受益権の販売に関する事項 「(1).④ ii」	当該出資馬の2歳1月以降に出資する場合に付加する項目	当該出資馬の <u>2歳6月以降</u> に出資する場合に付加する項目	

題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
会員規約	p11 4.商品投資受益権の販売に関する事項 「(11)」	販売の取り止めは、当該馬が2歳1月1日に到達する前（運用開始前。「12.(4)」参照）に行うものとし、（以下略）。	販売の取り止めは、当該馬が2歳6月1日に到達する前（運用開始前。「12.(4)」参照）に行うものとし、（以下略）。	
会員規約	p12 5.愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(2)」	会員は、2歳1月1日から、維持費に関する追加出資義務が発生します。	会員は、2歳6月1日から、維持費に関する追加出資義務が発生します。	
会員規約	p12 5.愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(2).①)」	維持費出資金の初回金として、1頭当たり100万円を、2026年1月27日の自動振替にて支払います。	維持費出資金の初回金として、1頭当たり100万円を、2026年6月29日の自動振替にて支払います。	
会員規約	p12 5.愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(2).③)」	会員は、2026年1月分（2月27日の自動振替）から、②の追加出資金を、当月分を翌月の27日に自動振替する方法により支払います。	会員は、2025年6月分（7月27日の自動振替）から、②の追加出資金を、当月分を翌月の27日に自動振替する方法により支払います。	
会員規約	p12 5.愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(2)」	なお、上記①に定める支払義務発生後に会員が出資申込みをした場合であっても、2歳1月分からの維持費出資金を遡及して負担して（以下略）。	なお、上記①に定める支払義務発生後に会員が出資申込みをした場合であっても、2歳6月分からの維持費出資金を遡及して負担して（以下略）。	
会員規約	p13 5.愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(3)」	当該出資馬は、民間の損害保険会社を取り扱う競走馬保険（死亡保険）に2歳1月1日より加入するものとし、 <u>保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。</u>	当該出資馬は、民間の損害保険会社を取り扱う競走馬保険（死亡保険）に2歳6月1日より加入するものとし、 <u>2歳馬の保険は6月1日に始まり12月31日まで、それ以降保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。</u>	

題目	項目	本文	読み替え箇所	備考
会員規約	p13 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(3)」	2歳馬の保険料に係る会員の負担義務は、当該出資馬が <u>2歳1月</u> に到達した月に発生します。	2歳馬の保険料に係る会員の負担義務は、当該出資馬が <u>2歳6月</u> に到達した月に発生します。	
会員規約	p13 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 「(3).①)」	当該出資馬の <u>1歳12月27日</u> に自動振替によりお支払いいただきます。	当該出資馬の <u>2歳6月29日</u> に自動振替によりお支払いいただきます。	
会員規約	p18 12. 会員から出資を受けた財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項 「(4)」	当該出資馬の運用開始予定日は、 <u>2歳到達時(1月1日)</u> とします。	当該出資馬の運用開始予定日は、 <u>2歳6月1日</u> とします。	
会員規約	p22 13. 商品投資契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲 「(5)」	当該出資馬に関する会員の損失負担は <u>2歳到達時期(1月1日)</u> より発生します。	当該出資馬に関する会員の損失負担は <u>2歳6月1日</u> より発生します。	
会員規約	別紙2 クラブ法人が加入する保険の保険約款等の概要 「vii)」	dまたはeの給付を <u>2歳1月1日から5月31日</u> までに受けた場合、 <u>会員への分配時期は原則6月25日</u> となります。	dまたはeの給付を <u>2歳6月1日</u> から6月30日までに受けた場合、 <u>会員への分配時期は原則7月27日</u> となります。	

以上